

公益社団法人 日本気象学会
日本気象学会賞受賞者選定規程

改正 昭和37年（1962年）5月10日
改正 昭和45年（1970年）5月27日
改正 昭和51年（1976年）5月19日
改正 昭和53年（1978年）5月24日
改正 昭和54年（1979年）5月23日
改正 平成 1年（1989年）5月24日
改正 平成 9年（1997年）5月22日
改正 平成13年（2001年）5月10日
改正 平成25年（2013年）4月10日
改正 平成27年（2015年）7月28日

- 1 日本気象学会賞（以下、「学会賞」という。）受賞者を選定するため、学会賞候補者推薦委員会（以下、「委員会」という。）を設ける。
- 2 委員会は、担当理事を長とする約5名の推薦委員をもって組織し、各委員は理事長が原則として会員の中よりこれを委嘱する。委員は日本気象学会の他の賞の候補者推薦委員と重複しても差し支えない。
- 3 委員会は、原則として前10か年間の気象集誌その他の学術雑誌に発表された論文を審査して、その中から気象学および気象技術に関し貴重な研究をなしたものを、原則として2件を選び、選定理由書をつけて1月末までに理事長に報告する。
- 4 理事長は理事会に報告した後、全理事に対して無記名によってその可否を投票させる。全投票数は理事総数の4分の3以上でなければならない。有効投票のうち3分の2以上可とする得点があるものを受賞者と決定する。
- 5 学会賞は賞状・メダル・副賞（賞金）とし、総会においてこれを贈呈する。メダルの授与は1件2名までとし、1件3名以上の場合は理事会でその都度決定する。賞金は1件10万円とする。
- 6 規程の改廃は委員会で審議し、理事会の承認を得て決定する。

附則

- 1 （平成25年4月10日 理事会議決） 規定から規程に変更し、平成25年（2013年）4月10日から施行する。



学会賞

大きさ：直径80mm, 材質：銅

(太陽(賞)：金 雲：銀)

裏：贈 氏名 君